

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、元請下請間において、依然として不適切な下請取引や下請負人へのし
わ寄せが存在すると指摘されるとともに、不適切な施工や安全管理の不徹底に
起因する工事現場における事故の発生が見受けられます。

このため、国土交通省より、「公共工事の品質確保に関する法律」等関係法
令、「建設産業における生産システム合理化指針」「建設業法令遵守ガイドライ
ン」等を遵守するほか、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底
に努めるよう、別添 1 のとおり通知がまいっておりますので、趣旨ご理解いた
だきご配慮下さるようお願い申し上げます。

また、下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を参考資料として取
り扱う場合の留意事項についても別添 2 のとおり通知がまいっておりますので、
併せてご配慮願います。